



平成 22 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 星 和 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 増 山 晃 章
(コード 6 7 4 8 大 証 第 2 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 愛 知 後 秀 作
(TEL . 0774 - 55 - 8181)

訴訟の判決に対する上告等のお知らせ

当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（原告）から提起されておりました訴訟に関する判決が平成 22 年 10 月 1 日に東京高等裁判所でありました。これに対し、当社はこの判決を不服として平成 22 年 10 月 7 日、最高裁判所に上告および上告受理の申し立てをいたしましたのでお知らせします。

また、判決で示されました当社ほか 2 社が連帯して支払うこととされた損害賠償金 6 億 8 9 百万円および平成 21 年 4 月から支払い済みまで年 5 分の割合による金員につきましては、当社は、仮執行宣言に基づく強制執行を免れるため、平成 22 年 10 月 8 日に全額を原告に対し暫定的に支払っております。なお、上記損害賠償金等は当社契約分にかかるものであり、当社を除く 2 社の契約分にかかる損害賠償金等については、当社を除く 2 社によって、既にその全額が支払われております。

（本件訴訟に関する概要については、平成 22 年 10 月 4 日付開示資料「訴訟の判決に関するお知らせ」をご参照ください。）

以 上